長期にわたる教育課程の履修に関する規程

平成18年3月2日 規程 第 3 号 改正 平成26年 3 月20日 第 4 号 程 平成27年 3 月11日 第 4 号 規程 平成31年4月19日 規 程 第 1 5 号 令和3年7月1日 規 程 第 3 4 号 令和3年8月10日 規程第39号

(趣旨)

第1条 この規程は、鹿屋体育大学学則(以下「学則」という。)第30条の2及び第49条の2の規定に基づき、鹿屋体育大学(以下「本学」という。)における長期にわたる教育課程の履修(以下「長期履修」という。)について必要な事項を定める。

(対象となる学生)

- 第2条 長期履修を願い出ることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 職業を有している者
 - (2) その他長期履修を必要とする事由があると認められる者

(長期履修の期間)

第3条 長期履修の期間の最長年限は、学則第15条第1項及び第39条に規定する在学 年限の範囲内とする。

(申請手続)

- 第4条 長期履修を希望する者は、長期履修申請書(別紙様式1)を学長に申請するものとする。ただし、大学院については、別に定める期間内に申請するものとする。
- 2 前項の規定による申請があったときは、教務委員会又は研究科教務委員会の議を経て、 学長が許可する。

(授業料)

第5条 長期履修を認められた者(以下「長期履修学生」という。)の授業料は、別に 定める。

(履修期間の変更)

- 第6条 長期履修学生で履修期間の短縮を希望する場合は、別に定める期間内に長期履修 期間短縮申請書(別紙様式2)を学長に申請するものとする。
- 2 前項の規定による申請があったときは、教務委員会又は研究科教務委員会の議を経て、 学長が許可する。
- 3 履修期間の延長については原則として認めないが、長期履修期間中に休学が許可され た場合に限り、許可された休学期間分のみを延長する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成18年3月2日から施行する。

附 則(平26.3.20規程第4号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平27.3.11規程第4号)

この規程は、平成27年3月11日から施行する。

附 則 (平31.4.19規程第15号)

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則 (令3. 7. 1規程第34号)

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則(令3.8.10規程第39号)

この規程は、令和3年 月 日から施行する。

長期履修申請書

氏	「 が な 名 番番号)					(署名)
課	程					
鹿屋体育	育大学長	様				

下記の理由により、長期履修を希望したいので申請します。

令和 年 月 日

[入学後の研究計画概要]
[入学年度] 令和 年度
[長期履修計画年数] 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
[長期履修の必要性・長期履修計画]

指導教員の意見			
	<u>指導</u>	算教員氏名 (署名	名)_

※入学後1年を超えて長期履修を申請する場合は、別途理由書(様式任意)を添付すること。

長期履修期間短縮申請書

。 り が な 氏 名 (学籍番号	名	(署名)
課	程	

鹿屋体育大学長 様

下記の理由により、履修期間を短縮したいので申請します。

令和 年 月 日

 [入学年度]
 令和 年度

 [許可済みの長期履修期間]
 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

 [長期履修計画年数]
 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

 [履修期間の短縮理由]
 原修期間の短縮理由]

指導教員の意見 指導教員氏名 (署名)